

## 低炭素建築物新築等計画の認定・変更認定の申請手数料(池田市)

※変更認定は「評価手法変更あり」又は「床面積増加あり」の場合

## ●一戸建ての住宅

手数料区分	認定申請 (適合証あり)	認定申請(適合証なし)	
		誘導仕様基準	その他
面積(m <sup>2</sup> )		手数料(円)	
～ 200	5,600	22,400	41,400
200以上 ～		23,900	46,000

## ●共同住宅等

手数料区分	認定申請 (適合証あり)	認定申請(適合証なし)	
		誘導仕様基準	その他
面積(m <sup>2</sup> )		手数料(円)	
～ 300	11,000	39,900	81,000
300以上 ～ 2,000	23,200	67,300	133,500
2,000以上 ～ 5,000	51,400	119,900	225,600
5,000以上 ～ 10,000	91,800	180,100	322,400
10,000以上 ～ 25,000	147,700	328,800	632,400
25,000以上 ～ 50,000	223,500	554,600	1,116,900
50,000以上 ～	339,400	971,100	2,050,900

## ●非住宅建築物

手数料区分	認定申請 (適合証あり)	認定申請(適合証なし)	
		モデル 建物法	その他
面積(m <sup>2</sup> )		手数料(円)	
～ 300	11,000	101,500	261,300
300以上 ～ 1,000	19,000	128,600	326,800
1,000以上 ～ 2,000	30,700	168,500	421,200
2,000以上 ～ 5,000	91,600	271,200	600,000
5,000以上 ～ 10,000	144,900	353,400	738,500
10,000以上 ～ 25,000	182,900	424,200	872,400
25,000以上 ～ 50,000	228,600	497,300	994,900
50,000以上 ～	319,900	643,400	1,240,000

## ●建築確認を認定と同時に申請する場合(この手数料を加算)

手数料区分	建築確認	構造計算 適合性判定	構造計算 適合性審査
面積(m <sup>2</sup> )	手数料(円)		
～ 100	33,000	95,800(126,500)	117,100
100超 ～ 200	44,000		
200超 ～ 500	60,000	108,200(151,200)	140,000
500超 ～ 1,000	87,000	120,600(175,900)	162,800
1,000超 ～ 2,000	116,000	132,900(200,600)	185,700
2,000超 ～ 10,000	275,000	150,800(239,700)	221,900
10,000超 ～ 50,000	470,000	190,100(318,300)	294,700
50,000超 ～	730,000	321,500(584,700)	541,300

※上表中( )は大臣認定プログラム以外の構造計算を行なった場合

※構造計算適合性判定には、別途事務手数料3,300円が必要

※計画の変更、増築、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途の変更についての手数料の詳細は、ご相談願います。

## ●昇降機の申請を伴うもの(この手数料を加算)

手数料区分	手数料(円)
昇降機	21,000
小荷物専用昇降機	11,000

※昇降機の申請を伴う計画の変更についての手数料の詳細は、ご相談願います。

※床面積が増加する変更認定の場合:(床面積の合計)=(増加部分の面積)+(増加部分以外の面積×0.5)

※複合建築物の場合:(金額)=(非住宅建築物の部分の金額)+(一戸建ての住宅(又は共同住宅等)の部分の金額)

## 低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請手数料(池田市)

※「評価手法変更なし」かつ「床面積増加なし」の場合

## ●一戸建ての住宅

手数料区分	変更認定申請 (適合証あり)	変更認定申請(適合証なし)	
		誘導仕様基準	その他
面積(m <sup>2</sup> )		手数料(円)	
～ 200	3,400	11,800	21,300
200以上 ～		12,600	23,600

## ●共同住宅等

手数料区分	変更認定申請 (適合証あり)	変更認定申請(適合証なし)	
		誘導仕様基準	その他
面積(m <sup>2</sup> )		手数料(円)	
～ 300	6,100	20,600	41,100
300以上 ～ 2,000	12,200	34,300	67,400
2,000以上 ～ 5,000	26,300	60,600	113,500
5,000以上 ～ 10,000	46,600	90,800	161,900
10,000以上 ～ 25,000	74,600	165,100	317,000
25,000以上 ～ 50,000	112,900	278,400	559,600
50,000以上 ～	171,300	487,100	1,027,100

## ●非住宅建築物

手数料区分	変更認定申請 (適合証あり)	変更認定申請(適合証なし)	
		モデル 建物法	その他
面積(m <sup>2</sup> )		手数料(円)	
～ 300	6,100	51,400	131,300
300以上 ～ 1,000	10,100	64,900	164,000
1,000以上 ～ 2,000	16,000	84,900	211,200
2,000以上 ～ 5,000	46,400	136,200	300,600
5,000以上 ～ 10,000	73,100	177,300	369,800
10,000以上 ～ 25,000	92,100	212,700	436,800
25,000以上 ～ 50,000	114,900	249,200	498,100
50,000以上 ～	160,600	322,300	620,600

※複合建築物の場合:(金額)=(非住宅建築物の部分の金額)+(一戸建ての住宅(又は共同住宅等)の部分の金額)

軽微な変更該当していることを証する書面の交付(省令第46条の2)の手数料(池田市)

●「評価手法変更あり」の場合

手数料区分	書面の交付 (適合証あり)	書面の交付(適合証なし)	
		モデル 建物法	その他
1,000	19,000	128,600	326,800
1,000以上 ~ 2,000	30,700	168,500	421,200
2,000以上 ~ 5,000	91,600	271,200	600,000
5,000以上 ~ 10,000	144,900	353,400	738,500
10,000以上 ~ 25,000	182,900	424,200	872,400
25,000以上 ~ 50,000	228,600	497,300	994,900
50,000以上 ~	319,900	643,400	1,240,000

●「評価手法変更なし」の場合

手数料区分	書面の交付 (適合証あり)	書面の交付(適合証なし)	
		モデル 建物法	その他
~ 1,000	10,100	64,900	164,000
1,000以上 ~ 2,000	16,000	84,900	211,200
2,000以上 ~ 5,000	46,400	136,200	300,600
5,000以上 ~ 10,000	73,100	177,300	369,800
10,000以上 ~ 25,000	92,100	212,700	436,800
25,000以上 ~ 50,000	114,900	249,200	498,100
50,000以上 ~	160,600	322,300	620,600